
平成25年度
キャンプ桑江南側地区
地権者説明会

平成26年2月20日
北 谷 町

次第

1. 開会の挨拶

2. 説明

- (1) 返還に関する状況報告
- (2) 土地の先行取得制度について
- (3) 返還跡地の開発手法について

3. 意見交換

4. 閉会

地区の位置



地区の位置



返還に関する状況報告

【キャンプ桑江南側地区の返還に関する経緯】

SACO最終報告(H8.12.2)

再編実施のための日米のロードマップ(H18.5.1)

日米安全保障協議委員会共同発表(H24.4.27)

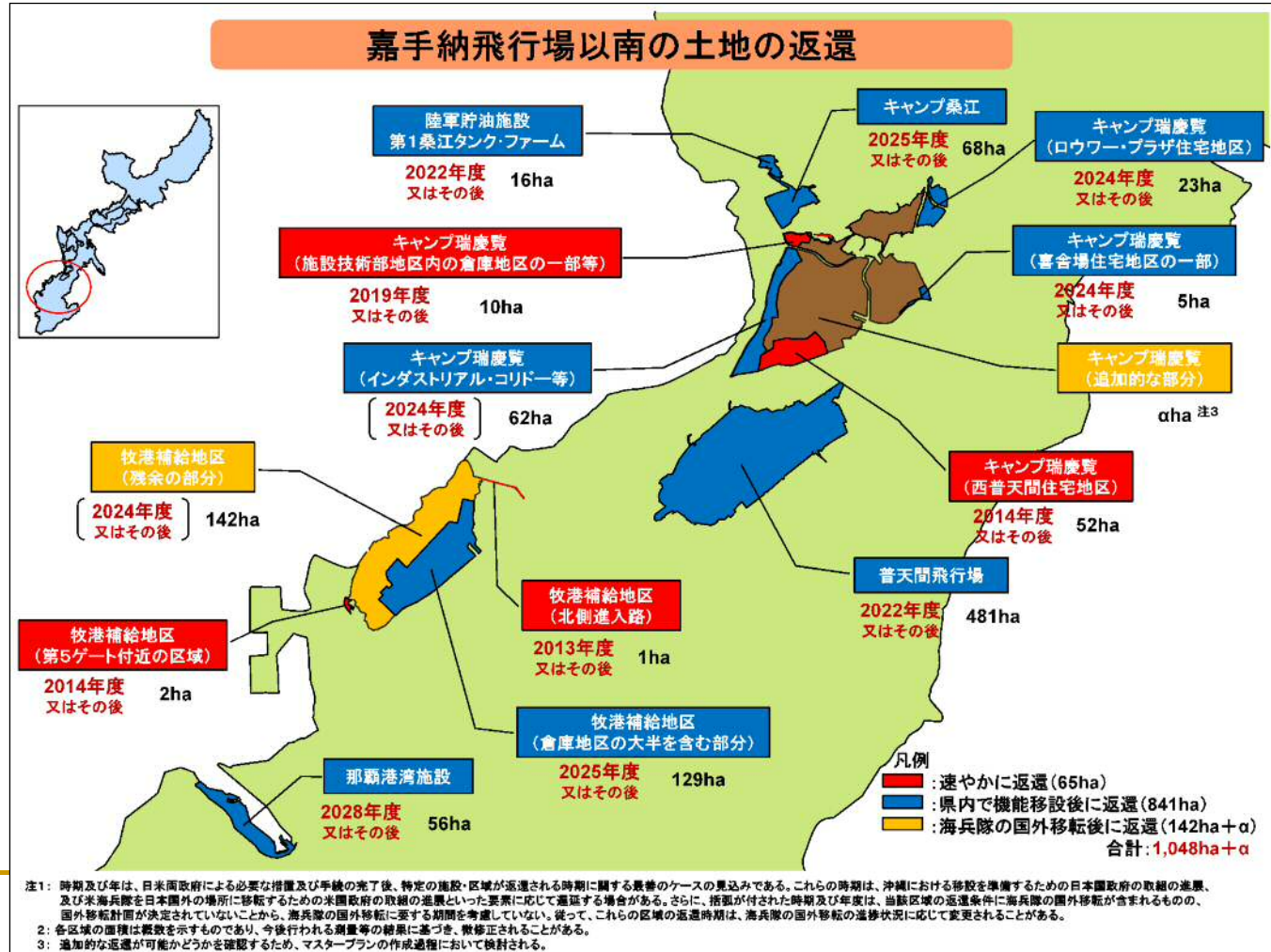
沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

⇒沖縄における米軍の再編を実現するために日米両政府が共同で作成した計画

返還に関する状況報告

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

《統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還(概要図)》



返還に関する状況報告

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

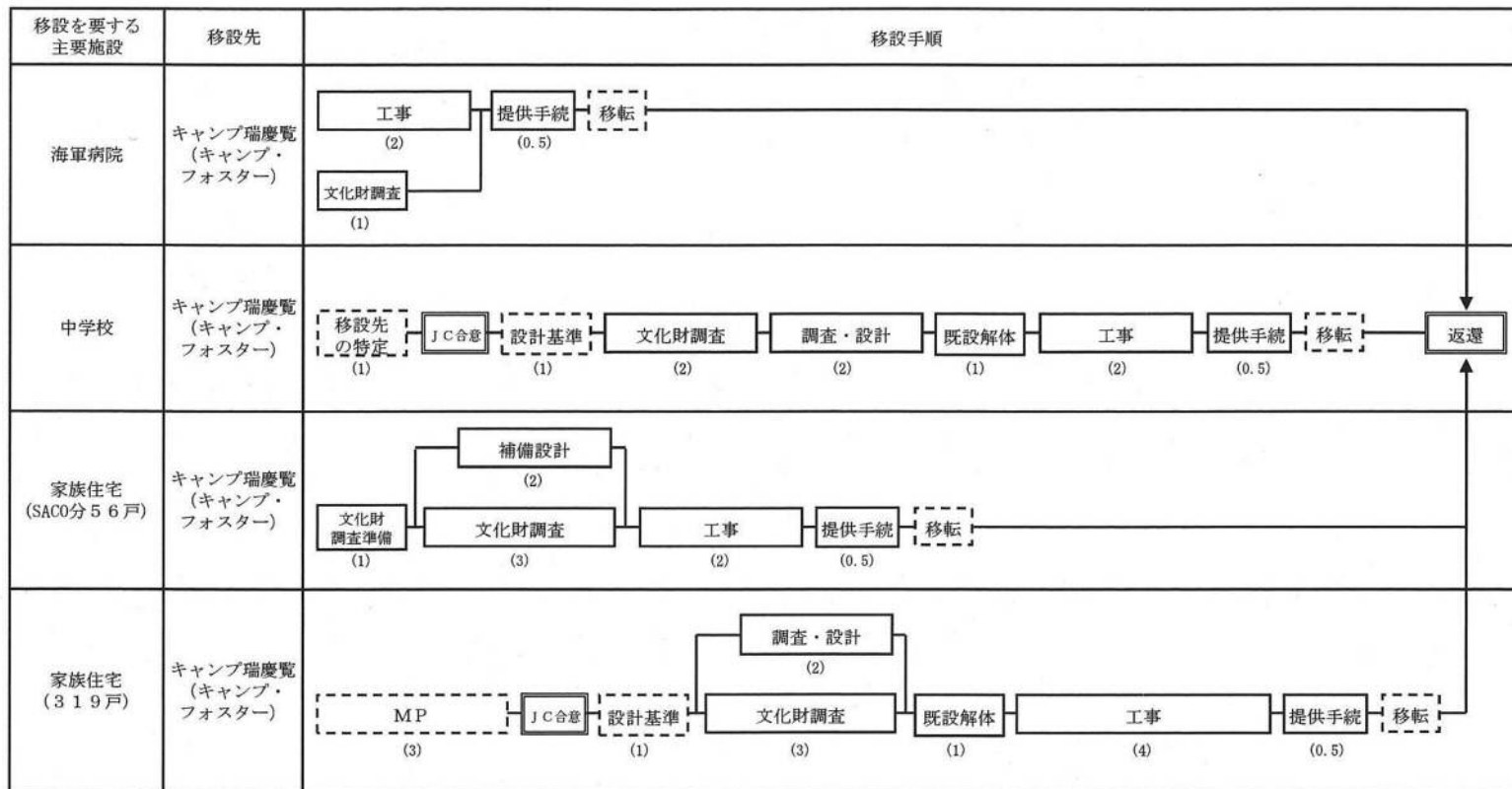
《キャンプ桑江南側地区》

- 返還区域：約68ha（全面返還）
- 返還条件：沖縄において代替施設が提供され
しだい返還可能
 - ※移設を要する主要施設
（海軍病院・中学校・家族住宅375戸）
- 返還時期：2025年度又はその後
 - ※上記時期は最善のケースの見込み
 - ※3年毎に更新され公表される

返還に関する状況報告

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(H25.4.5)

《キャンプ桑江南側地区(移設手順)》



- 注1: 海軍病院及び家族住宅(SACO分56戸)は、既存の計画に基づくものであり、JCにおいて合意済み。
 2: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。
 3: 家族住宅(319戸・SACO分56戸)の移設に関し、調査・設計に要する期間は、文化財調査の結果により調整されることがある。
 4: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

返還に関する状況報告

《海軍病院の移設状況》

第144号

沖縄防衛局広報

平成25年4月1日 (6)

海軍病院の移設について

平成8年のSACO最終報告において、キャンプ桑江内の海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設されることが承認され、今般施設の整備が完了し、合衆国政府に提供することについて、平成25年1月24日に日米合同委員会の合意が得られました。

合衆国政府に提供した建物等については、病院本体（RC造地下1階地上5階建て、約39,000平方メートル）、独身下士官宿舎、事務所、倉庫などがあります。新たな病院は、診療科目として、内科、小児科、産婦人科等8科目を有しており、今年3月から病院業務が開始されました。



出典：①②とも沖縄防衛局広報（第144号）

土地の先行取得制度について

【跡地利用推進法について】

➤「沖縄振興特別措置法」
(沖振法)

➤「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」
(軍転法・返還特措法)

H24.4
改正

➤「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関する特別措置法」
(跡地利用推進法)

- ・跡地利用に関する事項は、跡地利用推進法に集約され、法律名も変わりました。
- ・H34.3.31で失効する時限立法です。

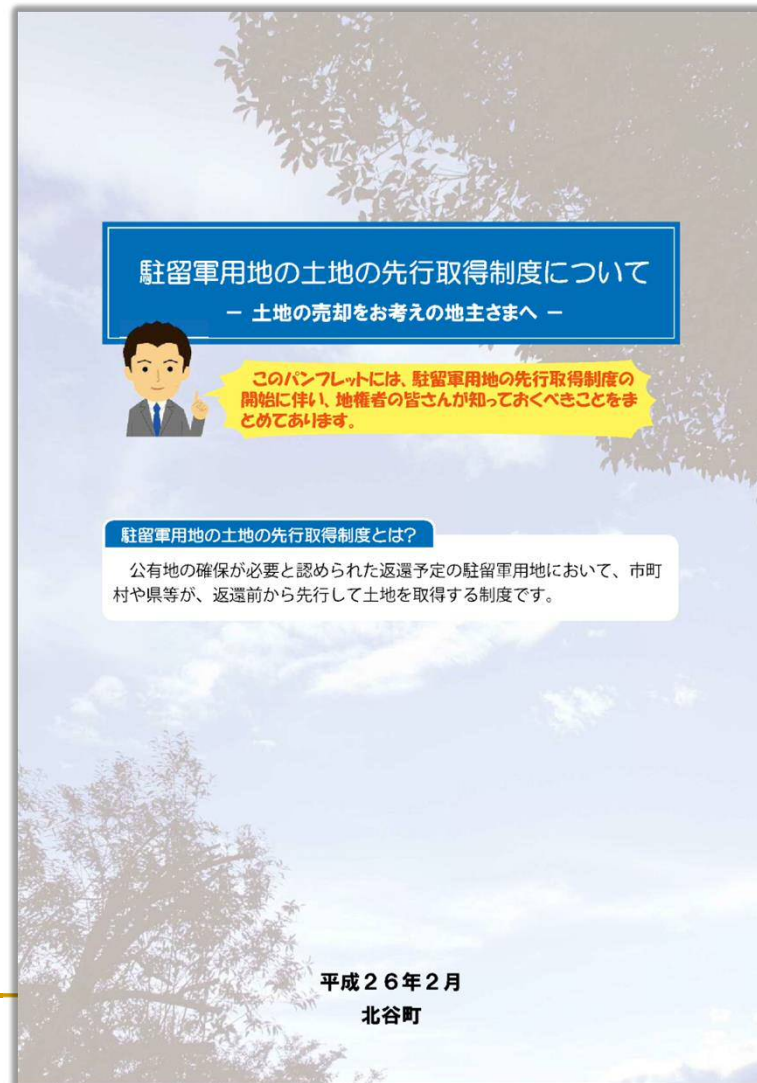
土地の先行取得制度について

《跡地利用推進法のポイント》

1. 法律の題名
2. 基本理念の明記
3. 返還実施計画に基づく支障除去措置
4. 拠点返還地の指定
5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る
国の義務
6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設
7. 給付金の支給
8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

土地の先行取得制度について

郵送したパンフレットについて、抜粋して説明します。



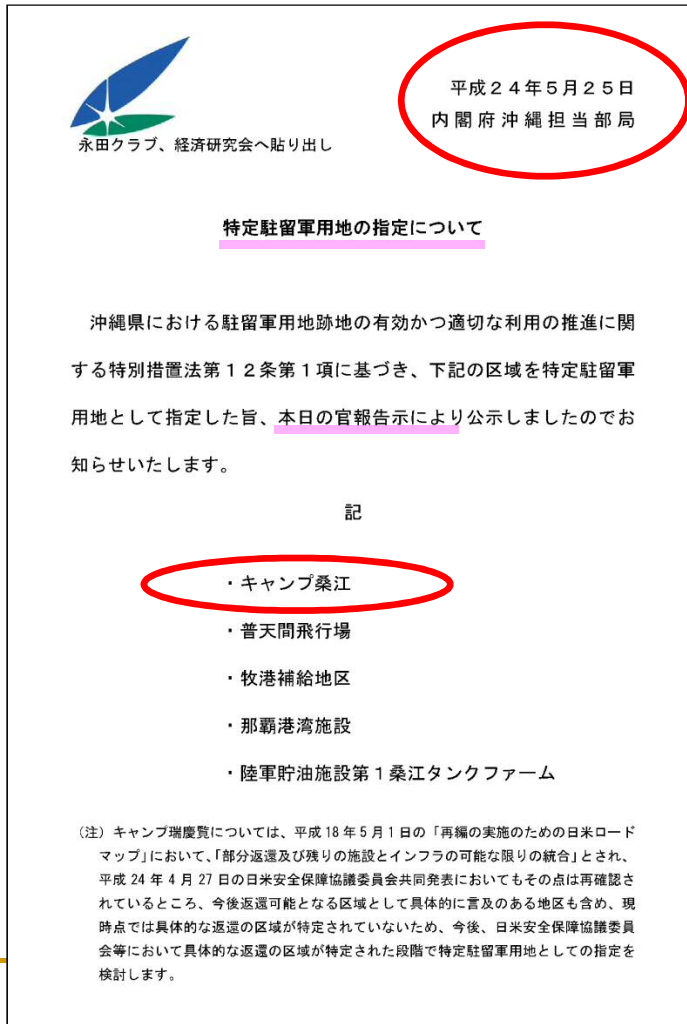
土地の先行取得制度について

【制度の概要】

- ・ 公有地の確保が必要等と認められた返還予定の駐留軍用地において、町や県等が返還前から返還までの間に土地を取得する制度
- ・ 「特定駐留軍用地」に指定され、県や町が道路等の「特定事業の見通し」を公表していることを条件に、公共用地として土地を取得することができる

土地の先行取得制度について

《特定駐留軍用地の指定》



永田クラブ、経済研究会へ貼り出し

平成24年5月25日
内閣府沖縄担当部局

特定駐留軍用地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づき、下記の区域を特定駐留軍用地として指定した旨、本日の官報告示により公示しましたのでお知らせいたします。

記

- ・ キャンプ桑江
- ・ 普天間飛行場
- ・ 牧港補給地区
- ・ 那覇港湾施設
- ・ 陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム

(注) キャンプ瑞慶覧については、平成18年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合」とされ、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表においてもその点は再確認されているところ、今後返還可能となる区域として具体的に言及のある地区も含め、現時点では具体的な返還の区域が特定されていないため、今後、日米安全保障協議委員会等において具体的な返還の区域が特定された段階で特定駐留軍用地としての指定を検討します。

キャンプ桑江は、H24.5.25に「特定駐留軍用地」の指定を受けました。

※北谷町内の駐留軍用地では、キャンプ桑江のほか、「陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム」、「キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等、インダストリアル・コルドー等)」が、それぞれ特定駐留軍用地の指定を受けています。

土地の先行取得制度について

《特定事業の見通し》

特定事業とは…

返還後に実施予定の道路、公園、学校、病院等の整備事業で、かつ、その実施のために土地の先行取得を早期に行うことが必要と認められる事業



道路



公園



学校

県や町は、特定事業についての見通しを定めたときは、それを公表します。

※北谷町では、平成26年度にキャンプ桑江南側地区において特定事業の見通しを公表する予定です。

土地の先行取得制度について

《制度の対象となった軍用地では？》

※「特定事業の見通し」の公表後、返還予定の駐留軍用地内の土地を売却しようとする場合は、町へ**申出**または**届出**が必要となります。

申出

北谷町や県等に土地を売却することを希望する場合は、町へ申し出ていただきます。(対象:100㎡以上の土地)

届出

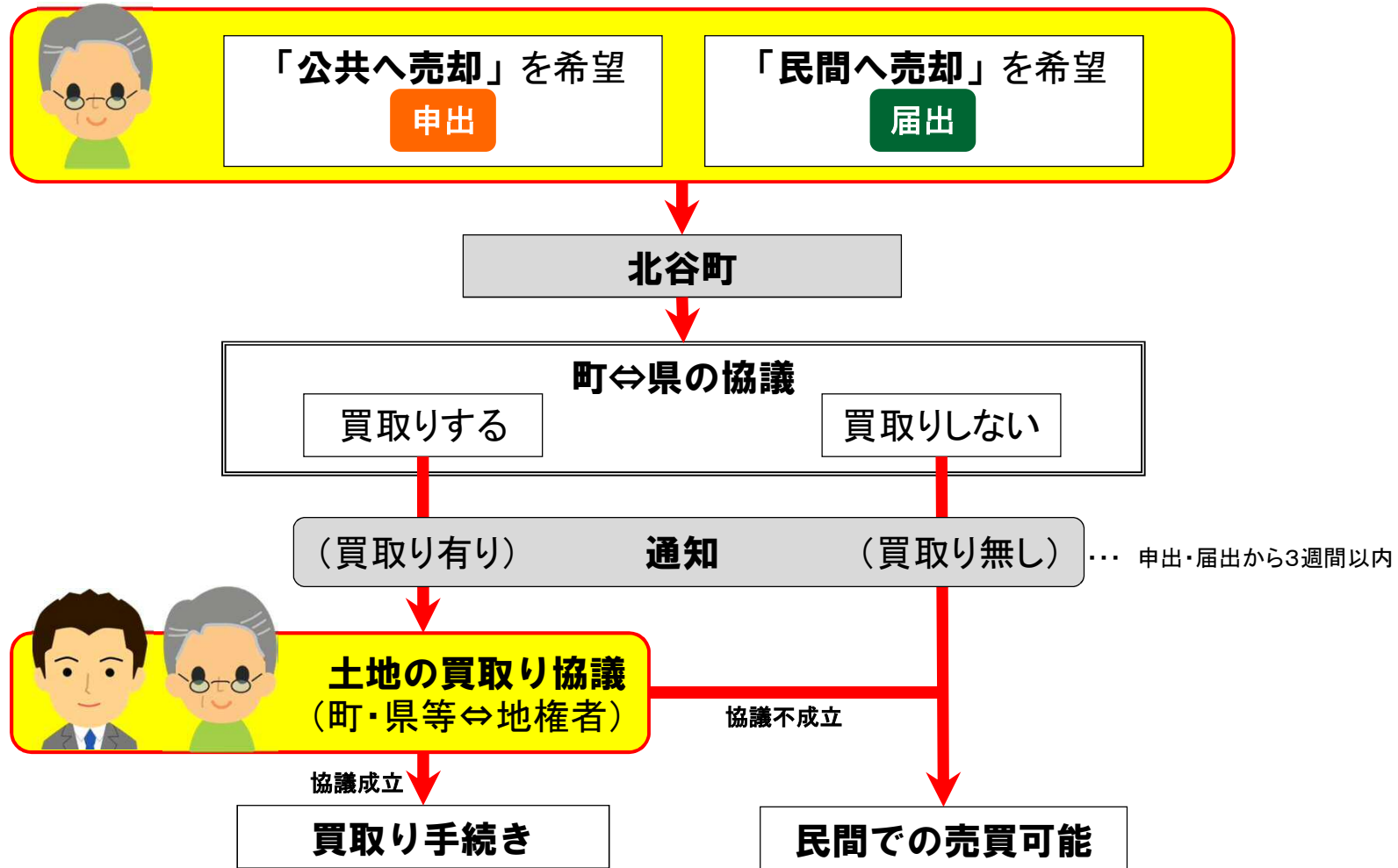
民間へ土地の売却等(有償譲渡)をしようとする場合は、町へ届出が必要です。(対象:200㎡以上の土地)

※先行取得制度によって、町・県等へ土地を売却した場合、**税制上の特別措置**(5000万円の特別控除)の対象となります。

税制上の特別措置(5000万円の特別控除)とは、土地の売却で得た所得(譲渡所得)にかかる税金の計算において、最高5000万円を譲渡価額から差し引く措置のことです。

土地の先行取得制度について

《申出・届出の流れ》



※売却の届出から、最大6週間は土地の売却ができません。
※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料が科せられることがあります。

返還跡地の開発手法について

郵送した、もう1つのパンフレットについて、抜粋して説明します。

駐留軍用地の返還跡地の開発手法について

このパンフレットには、軍用地が返還された後、土地が活用できるまでの主な開発手法について紹介しています。

北谷町内で返還が合意されている駐留軍用地

北谷町内で、返還が合意されている駐留軍用地は、以下の4施設です。

	施設名・面積	返還時期 (見込み)
①	陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム (約16ha)	2022年度 又はその後
②	キャンプ桑江南側 (約68ha)	2025年度 又はその後
③	キャンプ瑞慶覧施設技術部地区の倉庫地区内の一部等 (約10ha)	2019年度 又はその後
④	キャンプ瑞慶覧インダストリアル・コリドー等 (約62ha) [宜野湾市含む]	2024年度 又はその後

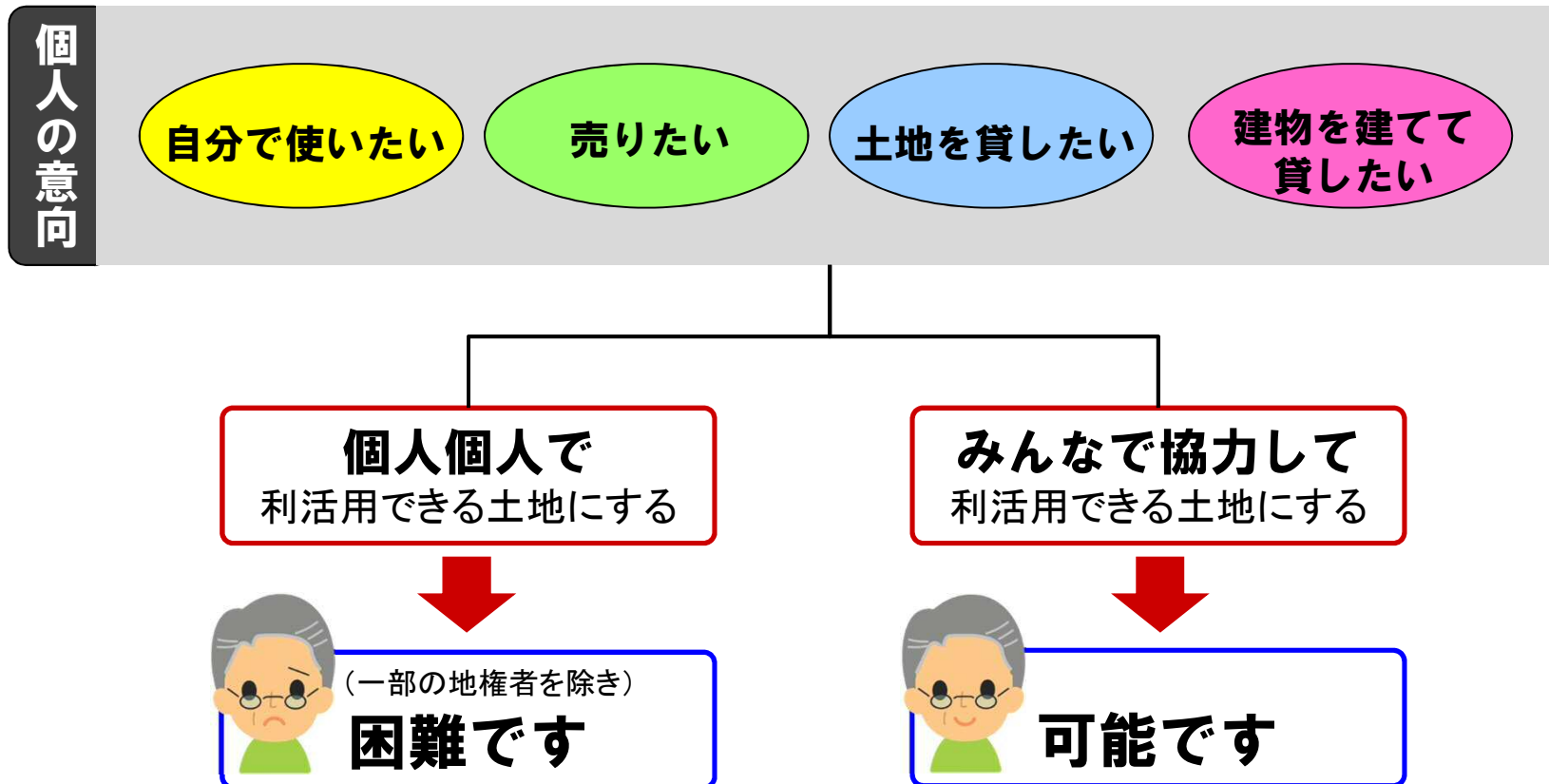


出典: 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画 (平成25年4月5日)

平成26年2月
北谷町

返還跡地の開発手法について

《返還された軍用地を利活用するには？》



返還跡地の開発手法について

《返還された軍用地を利活用するには？》

個人の意向

自分で使いたい

売りたい

土地を貸したい

建物を建てて
貸したい

- 米軍が土地を造成しており、道路も戦前の細い道しかありません。
- みんなで協力して、利活用できる土地にしましょう。

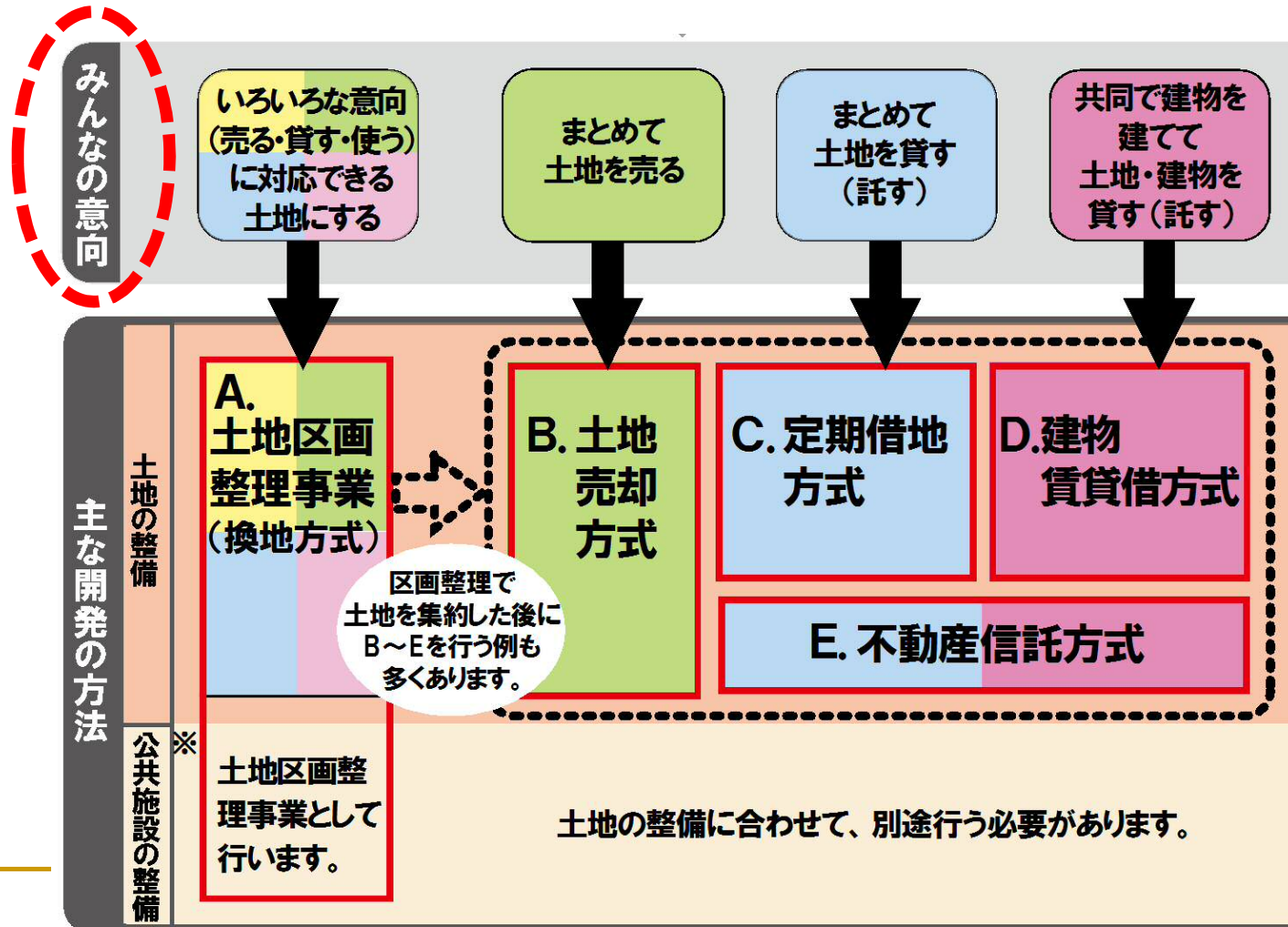
図：登記上の土地と軍用地の状態



例：キャンプ桑江南側（北谷町）

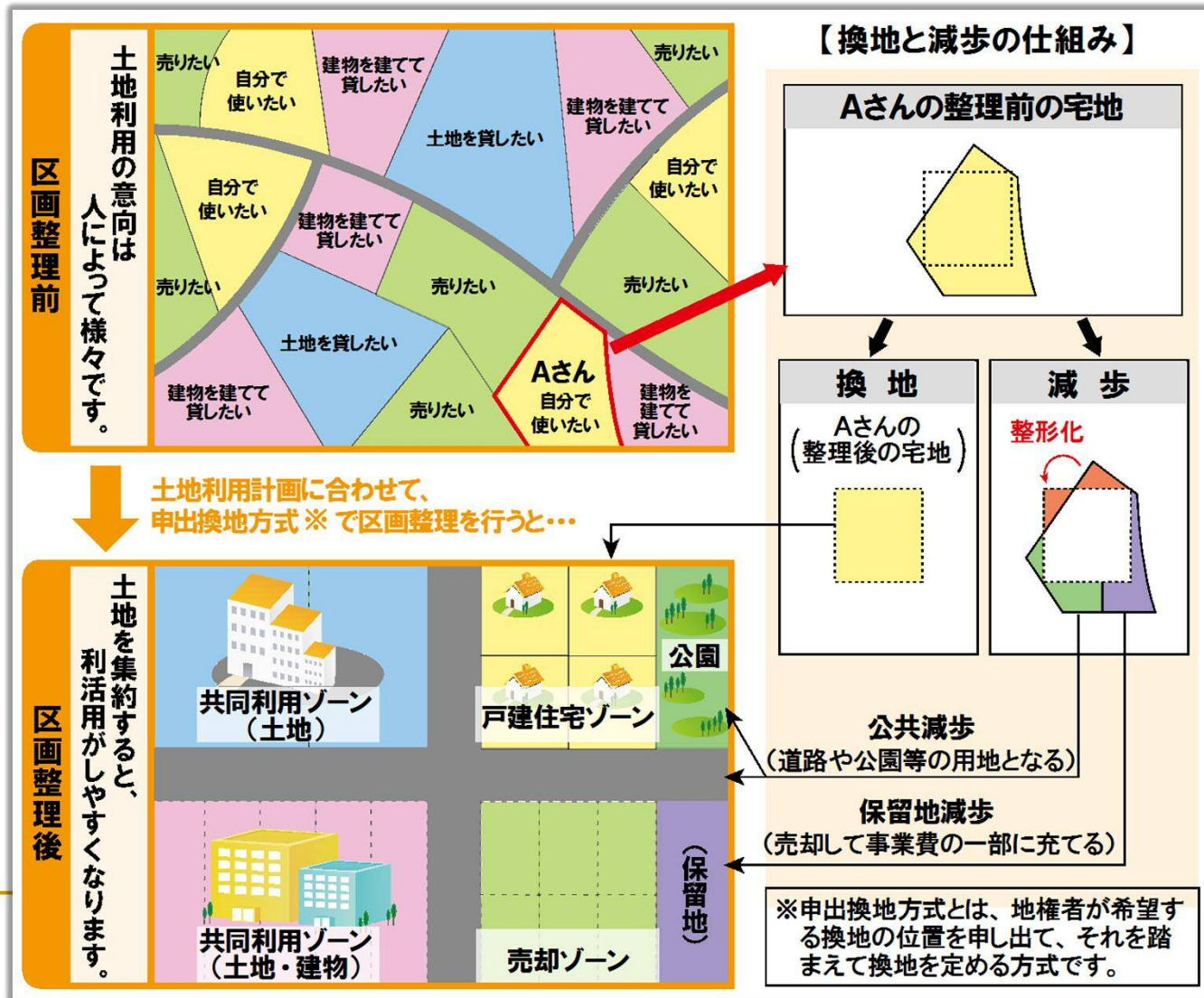
返還跡地の開発手法について

《返還された軍用地を利活用するには？》



返還跡地の開発手法について

《土地区画整理事業(換地方式)の概要》



アンケートご協力のお願い

□平成26年2月23日（日）までに
返信用封筒に入れて、
郵送または
企画財政課へ提出を
お願いします。

北谷町 キャンプ桑江南側地区				
地	権	者	ア	ン
ケ	ー	ト	調	査
票				
(兼 回答用紙)				
<p>キャンプ桑江南側地区の地権者の皆様におかれましては、平素から北谷町のまちづくりにご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>近年、跡地利用推進法の施行（平成24年4月）や米軍基地統合計画の発表（平成25年4月）など、キャンプ桑江南側地区の跡地利用を取り巻く状況は変化しております。北谷町では、地権者の皆さんの土地利用に関するご意見をお伺いし、今後の跡地利用の取組の参考とさせていただくため、アンケート調査を実施することいたしました。</p> <p>この調査は無記名で行い、調査結果は統計的な数値として取りまとめます。また、記入いただいた内容は調査目的以外に決して使用いたしません。</p> <p>お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>ご記入の調査票は同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、平成26年2月23日までにご郵送いただけますようお願いいたします。</p> <p>※北谷町役場総務部企画財政課まで直接お持ちいただいても結構です。 ※平成26年2月20日開催の地権者説明会の際に、当会場で提出いただいても結構です。</p>				
平成26年2月				
北谷町				

《 ㄨ ㄉ 》